

調査1 レセプト調査 記入要領

1. 調査目的

■診療科部門別収支の算定にあたり、主に以下の目的のために、レセプト電算処理システム記録条件仕様データ（レセ電算ファイル）またはEファイルのデータを収集します。

- ①入院、外来の各診療科別の収益計上
- ②貴病院で発生する診療科コード等の確認
- ③各診療科に費用を配賦する際の基礎数値取得（診療科別延患者数、診療行為や医薬品等の点数・回数等）

2. 調査概要

項目	内容
調査期間	平成20年10月（1ヶ月間）
記入者	事務部門責任者、院内情報システム管理者等
調査対象	入院、外来患者全数（医科）（詳細は「3. データ作成にあたって」をご参照ください）
提出方法	同封のMOに以下のデータを磁気ファイル形式で記録し、提出してください。 <レセ電算ファイルの場合> レセプト電算処理システム記録条件仕様の「共通部分」および「摘要情報部分」の磁気ファイル <Eファイルの場合> DPC対象病院、DPC準備病院のEファイル
提出期限	<レセ電算ファイルの場合> 平成 年 月 日（金） <Eファイルの場合> 平成 年 月 日（金） ・10月のEファイル作成に時間がかかることが想定されるため、入院または外来のEファイルを提出していただく病院の提出期限は、レセ電算ファイルを提出していただく病院より遅めに設定しました。 ・入院・外来両方のファイル作成が終了した時点で、同じMOに保存の上、提出してください。

■「入院及び外来の患者全員分の出来高レセデータ（レセ電算ファイル・Eファイル）」を提出していただきます。「入院」「外来」とも、レセ電算ファイル、Eファイルのいずれを提出していただいても結構です。
「入院」「外来」いずれについても、レセ電算ファイルで出来高データが提出可能であれば、Eファイルを提出する必要はありません。
 以下1～3のいずれかの組み合わせで、早期に提出できる方法で作成してください。

パターン	入院	外来
1	レセ電算ファイル	レセ電算ファイル
2	Eファイル	レセ電算ファイル
3	Eファイル	Eファイル

3. データ作成にあたって 対象となるデータの詳細は以下の通りです。

項目	内容
調査対象	・平成20年10月診療分の入院、外来患者全数（医科）※ を対象とします。
レセ電算ファイル	・医科点数表に基づいた診療行為ごとの出来高情報
共通部分	【対象レコード】 医療機関情報（IR）、レセプト共通（RE） 【必要なデータ】 診療年月、レセプト種別、診療科コードのデータ
摘要情報部分	【対象レコード】 診療行為（SI）、医薬品（IY）、特定器材（TO） 【必要なデータ】 それぞれについて、コード、点数、回数、TOについて単位コードのデータ
Eファイル	・医科点数表の基づいた診療行為ごとの出来高情報

※点数表区分3歯科、4調剤、5訪問看護、6柔道整復は対象外。また、保険種別の介護保険、労災、自賠責、自費（自由診療）も対象外とする。

■レセ電算ファイルもしくはEファイルに「**診療科コード**」が適切に記載されているかご確認ください。

■診療科コードの記載がない場合、提供いただくデータが貴病院独自のフォーマット（例：欠損項目がある、データの並びが異なる等）である場合には、必ず調査班までお知らせください。なお、その後の調査が難しいと判断された場合には、今年度調査における部門別収支の算定対象とすることが難しくなる場合があります。

■レセプトデータの匿名化について

レセ電算ファイルもしくはEファイルの収集時には、個人情報保護の観点から、以下の項目を匿名化していただきます。提出前に、**同封の『匿名化プログラム操作手順』をご覧の上、MO内の匿名化ツールを用いて対応してください。**匿名化処理がされていないと、データ漏洩等の事故につながる可能性があります。必ず匿名化処理を実施してください。

図表 匿名化項目一覧

ファイル	レコード	項目番号	項目名	
レセ電算ファイル	医療機関情報 (IR) レコード	⑤	医療機関コード	
		⑦	医療機関名称	
		⑩	電話番号	
	レセプト共通 (RE) レコード	②	レセプト番号	
		⑤	氏名	
		⑥	男女区分	
		⑦	生年月日	
⑭	カルテ番号等			
適用情報 (SI、IY、TO) レコード		匿名化項目なし		
Eファイル	Eファイル作成前	レセプト共通 (RE) レコード	⑤	氏名
			⑭	カルテ番号等
	保険者 (HO) レコード	②	保険者番号	
		③	被保険者証等の記号	
		④	被保険者証等の番号	
		⑩	受給者番号	
	老人 (RO) レコード	②	保険者番号	
		③	被保険者証等の記号	
		④	被保険者証等の番号	
		⑩	受給者番号	
公費 (KO) レコード	③	受給者番号		
Eファイル作成後	診療明細情報 (Eファイル)	1	施設コード	
		16	保険者番号	

調査2 部門設定調査 記入要領

1. 調査目的

■この「医療機関の部門別収支に関する調査（以下、部門別調査という。）」では、全病院共通の統一した診療科、部門を計算単位として、診療科別収支を計算します。そのため、各病院固有の診療科や部署名を、本調査用の統一した診療科、部門名に対応づける必要があります。そのため、以下の対応づけを実施してください。

- ① 貴病院の診療科、中央診療部門、補助・管理部門等の各部署を、本調査で定められた診療科、部門に対応づけてください。なお、本調査の計算単位である診療科は、レセプト診療科（診療報酬請求時の診療科コード、E-19）です。
- ② 上記のレセプト診療科を、より大きな括りの診療科群（再集計用の診療科群）に対応づけてください。

2. 調査概要

■調査票の構成

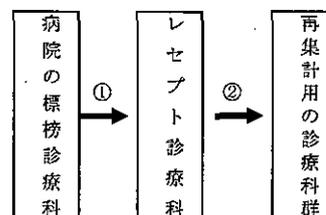
部門設定調査（エクセルファイル）は、以下シートで構成されています。

記入方法 「部門設定1」「部門設定2」の記入方法	1. 「部門設定1」シート 「貴病院の診療科・部門」を、「部門別調査用のレセプト診療科・部門」に対応づけ	2. 「部門設定2」シート 「部門設定1」シートで対応づけた「レセプト診療科」を、「再集計用の診療科群」に対応づけ
------------------------------------	---	--

「記入方法」シートを見ながら、「部門設定1」シート ⇒ 「部門設定2」シートの順番で記入してください。

■調査内容のイメージ

本調査ではレセプト診療科単位で診療科部門別収支を計算し、その後、より大きな括りの「再集計用の診療科群」で再集計する予定です。そのため、「貴病院の標榜診療科」を「レセプト診療科」に対応づけて（図①）、次にここで対応づけした「レセプト診療科」が「再集計用の診療科群」にどのように対応するかを判断してください（図②）。



◆人工透析部門◆

貴病院が「人工透析」部門を保有している場合は、貴病院の「人工透析」部門を中央診療部門の「人工透析」に対応づけてください。貴病院内で「人工透析」部門を診療科として管理されている場合でも、透析部門が使用する面積や職員が把握できる場合は、中央診療部門の「人工透析」として取り扱ってください。

◆健診部門◆

貴病院が「健診」部門を保有している場合は、貴病院の「健診」部門を中央診療部門の「健診」に対応づけてください。

■「部門設定 2」シート

☞再集計用の診療科群

「部門設定 1」シートで貴病院の診療科と対応づけしていただいた「レセプト診療科」（診療報酬請求時の診療科）を、より大きな括りの「再集計用の診療科群」に対応づけてください。「再集計用の診療科群」は以下の 11 種類です。

内科群・小児科群・精神科群・外科群・整形外科群・産婦人科群・眼科群・耳鼻咽喉科群・皮膚科群・麻酔科群・放射線科群

*シートの中に、「レセプト診療科」と「再集計用の診療科群」の対応づけの例*が設定されていますので、対応づけが適切かどうか判断してください。

*対応づけの例

「部門設定 2」シートの「レセプト診療科」と「再集計用の診療科群」の初期設定は以下のとおりとなっています。なお、貴病院に送付したシートには、貴病院で発生したレセプト診療科のみが表示されています。

レセプト診療科		⇒	再集計用診療科群
01	内科	⇒	内科群
02	精神科	⇒	精神科群
03	神経科	⇒	内科群
04	神経内科	⇒	内科群
05	呼吸器科	⇒	内科群
06	消化器科	⇒	内科群
07	胃腸科	⇒	内科群
08	循環器科	⇒	内科群
09	小児科	⇒	小児科群
10	外科	⇒	外科群
11	整形外科	⇒	整形外科群
12	形成外科	⇒	外科群

レセプト診療科		⇒	再集計用診療科群
13	美容外科	⇒	外科群
14	脳神経外科	⇒	外科群
15	呼吸器外科	⇒	外科群
16	心臓血管外科	⇒	外科群
17	小児外科	⇒	外科群
18	皮膚泌尿器科	⇒	外科群
19	皮膚科	⇒	皮膚科群
20	泌尿器科	⇒	外科群
21	性病科	⇒	皮膚科群
22	こう門科	⇒	外科群
23	産婦人科	⇒	産婦人科群
24	産科	⇒	産婦人科群

レセプト診療科		⇒	再集計用診療科群
25	婦人科	⇒	産婦人科群
26	眼科	⇒	眼科群
27	耳鼻咽喉科	⇒	耳鼻咽喉科群
28	気管食道科	⇒	耳鼻咽喉科群
30	放射線科	⇒	放射線科群
31	麻酔科	⇒	麻酔科群
33	心療内科	⇒	内科群
34	アレルギー科	⇒	内科群
35	リウマチ科	⇒	内科群
36	リハビリテーション科	⇒	整形外科群

貴病院において、この対応づけが適切かどうかを判断してください。これでよい場合は、このまま集計させていただきます。

「対応づけが適切でない」と判断された場合は、プルダウンメニューから、より適切な診療科群を選んでください。

なお、内容的に完全に一致しない場合も、上記のうち最も近いいずれかの診療科群を選んでください。